

# 庁 議

日時： 5月21日 (火) AM8:30 <庁議室>



## 【市長挨拶】

## 【協議事項】

- |   |         |
|---|---------|
| 1. 太田市まちづくり基本条例の一部改正について                      | 企画部長    |
| 2. 「太田市・尾島町・新田町・藪塚本町 新市建設計画」の変更について           | 企画部長    |
| 3. 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について   | 企画部長    |
| 4. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について                 | 総務部長    |
| 5. 太田市市税条例の一部改正について                           | 総務部長    |
| 6. 太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について           | 福祉こども部長 |
| 7. 太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 8. 太田市介護保険条例の一部改正について                         | 健康医療部長  |
| 9. 太田市まちづくり交付金評価委員会条例の廃止について                  | 都市政策部長  |
| 10. 太田市特別業務地区建築条例の一部改正について                    | 都市政策部長  |
| 11. 太田市手数料条例の一部改正について                         | 都市政策部長  |
| 12. 太田市営住宅条例の一部改正について                         | 都市政策部長  |
| 13. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について                | 都市政策部長  |
| 14. 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）                  | 消防長     |
| 15. 太田市火災予防条例の一部改正について                        | 消防長     |



- 内容 【 1.協議事項】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 2200



【 表 題 】

太田市まちづくり基本条例の一部改正について

【 目 的 】

本条例第37条第2項の規定に基づき、市民主体の検討組織を設け、現在の社会経済情勢と比較して本市にふさわしいものであり続けているかどうか本条例の諸制度について検討した結果を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1. 改正概要

1) 主権者としての市民（第4条）

基本原則について定める第4条において、「主権者としての市民」の立場を明確にするため、あらためて明示するもの。

2) 情報共有のあり方（第6条）

説明責任について定める第6条において、行政及び市議会の責務として「市民視点に立ち、わかりやすく説明する」ことを明示するもの。

3) コミュニティのあり方（第8章）

コミュニティは、地域に限定されたものだけでなく、子育て、介護などテーマ別のコミュニティも存在することから、第8章のタイトルを「地域コミュニティ」から「コミュニティ」に改めるもの。

4) 用語表記の改変（第2条第2項 他）

第3条において、市の執行機関を定義しているが、同様の意味で「行政」や「市」と表現されているものが散見され、表現に統一性がないことから「行政」に統一するもの。また、本条例は市民、市議会及び行政の三位一体のまちづくりを行うことを原則とすることから、市民、市議会、行政を包括して言う場合を「市」とし、それぞれの主体が明確な場合は「行政及び市議会」又は「市民、市議会及び行政」とするもの。

2. 施行期日 公布の日から

3. その他 令和元年6月定例会に議案提出予定

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2295 47-1892（ダイヤルイン）



- 内容 【 1.協議事項 】  
 ○公開 【 1.可 】  
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200

【 表 題 】

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
 について

【 目 的 】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、国の基準に準じて選挙長等の報酬額を改正するものです

【 概 要 】

1 改正内容（報酬額の改正）

職員の区分	年・月・ 日額の別	報酬の額	
		現 行	改定後
選挙長	1回	10,600円	10,800円
投票管理者	日額	12,600円	12,800円
期日前投票管理者	日額	11,100円	11,300円
開票管理者	1回	10,600円	10,800円
選挙立会人	1回	8,800円	8,900円
投票立会人	日額	10,700円	10,900円
期日前投票立会人	日額	9,500円	9,600円
開票立会人	1回	8,800円	8,900円

2 施行日 公布の日から施行する

3 その他

6月定例会に議案提出予定です

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線2231 47-1810ダイヤル





② 市民税の不申告に関する過料(第36条の4)

第36条の2の改正に伴う規定を整備するもので、字句の整備及び項ずれを修正するものです。

(3) 施行期日

- ① 上記(1)①、(1)②、(2)①、(2)② : 令和2年1月1日
- ② 上記(1)③ : 令和3年1月1日

2 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例(附則第15条の2⇒附則第15条の2の3)

自動車メーカーによる不正行為に基因して納付不足額が生じた場合における環境性能割の賦課徴収の特例の規定を新設するものです。

条文記載 : 附則第15条の2 ⇒ 同条2の3とし第2項及び第3項 を加える。

施行期日 : 令和元年10月1日

(2) 軽自動車税の環境性能割の非課税(附則第15条の2)及び軽自動車税の環境性能割の税率の特例(附則第15条の6)

令和元年10月1日に導入される環境性能割について、税率の適応区分の見直しに伴う特定期間(令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間)に自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税の環境性能割を非課税及び1%分軽減する臨時的軽減の規定を新設するものです。

条文記載 : 附則第15条の2の新設(1% ⇒ 非課税)

附則第15条の6に第3項を加える。(2% ⇒ 1%に軽減)

施行期日 : 令和元年10月1日

○軽自動車(自家用)の改正イメージ

区 分		税 率 (現行:令和元年10月1日から)	臨時的軽減 (改正後)
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車等		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	令和2年度基準+20%達成		
	令和2年度基準+10%達成		
	令和2年度基準達成		
左記以外の3輪以上の軽自動車		1.0% ⇒ 2.0% ⇒	1.0%

※ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件は、平成30年度排出ガス基準50%低減(★★★★)又は平成17年度排出ガス基準75%低減達成車に限る。

※環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※免税点 : 通常の取得価額が50万円以下の3輪以上の軽自動車に対しては、課税されない。



(3) 日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例(附則第15条の2の2)

軽自動車税の環境性能割の非課税について、当分の間、賦課徴収を行う県と市で取扱いを合わせる必要があることから、減免の取扱いと同様に、市税条例の附則に軽自動車税環境性能割の非課税の範囲の特例を新設するものです。

条文記載 : 附則第15条の2の2の新設

施行期日 : 令和元年10月1日

(4) 軽自動車税の種別割の税率の特例(附則16条)

軽自動車税において講じられている一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする重課の規定を整備するとともに、燃費性能等の優れた軽自動車の税率を軽減する軽課について、適用期限の延長と軽減措置の要件を規定するものです。

- ① 軽自動車税のグリーン化特例(重課)の規定を整備する。(第1項の改正)
- ② 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する。(第2項から第4項を加える改正)
- ③ 令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限ったものとする。(第5項を加える改正)

○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の改正イメージ

【(4)②による改正後(2年間延長)】

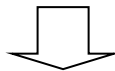
取得期間 : 平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度 : 令和2年度・令和3年度(新規登録時のみ)

施行期日 : 令和元年10月1日

区 分	軽減率
電気自動車・天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成の軽乗用車	50%軽減
令和2年度基準+10%達成の軽乗用車	25%軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。



【(4)③による改正後(電気自動車等のみ軽減)】

取得期間 : 令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度 : 令和4年度・令和5年度(新規登録時のみ)

施行期日 : 令和3年4月1日施行

区 分	軽減率
電気自動車・天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成の軽乗用車	軽減なし
令和2年度基準+10%達成の軽乗用車	軽減なし

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

(5) 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例(附則第16条の2)

自動車メーカーによる不正行為に基因して納付不足額が生じた場合における種別割の賦課徴収の特例の規定を新設するものです。また、附則第16条の改正に伴い、項ずれを修正するものです。

① 条文記載 : 附則第16条の2の新設

施行期日 : 令和元年10月1日施行

② 条文記載 : 附則第16条の2中 第4項 ⇒ 第5項 に改める。

施行期日 : 令和3年4月1日施行

3 その他

令和元年6月定例会に議案を提出します。

\* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係

内線 2391 ダイヤルイン 47-1931















- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市営住宅条例の一部改正について

【 目 的 】

市営住宅の入居率は近年、低下し続け、平成30年度末では70.8%で平成24年度末と比較すると10%以上低下しており、空き室の有効活用が課題となっています。

本来、住宅に困窮する低所得者に供給するための市営住宅を中堅所得者に使用させることができる「みなし特定公共賃貸住宅制度」を活用し入居率の向上を図るため所要の条例の整備を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

・第3章の次に第3章の2法第45条第2項の規定による活用(第52条の2-第52条の6)を加え、公営住宅法第45条第2項による公営住宅の使用に関する事項を定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 その他

令和元年6月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先

都市政策部建築住宅課住宅対策係 内線 2751 47-1898 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市営住宅内で発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

- 1 裏面の損害賠償の概要表のとおり
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、概要表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認した。
- 3 損害賠償金の支払い CHUBB損害保険(株)市営住宅等賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年5月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

問い合わせ先

都市政策部 建築住宅課 住宅対策係 内線2751 47-1898 ダヤリン

損害賠償の概要表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和元年5月8日	102,515円 (102,515円)	10割	平成30年11月24日、大島市営住宅内において、上階の給湯管破断に伴い天井及び壁より水漏れが発生したため、家財等を損傷させ、相手方に損害を与えたものです。
2	令和元年5月8日	168,114円 (168,114円)	10割	平成30年11月24日、大島市営住宅内において、上階の給湯管破断に伴い天井及び壁より水漏れが発生したため、家財等を損傷させ、相手方に損害を与えたものです。
3	令和元年5月8日	3,390円 (3,390円)	10割	平成31年3月5日、蕪川市営住宅内において、玄関ドアに設置されているドアクロザー本体部分を覆うカバーが、経年劣化により固定部が破損し脱落し、相手方の左側頬に当たり、痛みが生じ治療が必要になるなど相手方に損害を与えたものです。

















- 内容 【 2.連絡事項 】  
 ○公開 【 1.可 】  
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400

【 表 題 】

平成30年度相談業務等の実績報告について

【 目 的 】

市民そうだん課における平成30年度の相談業務及び陳情について、その結果を報告するものです。

【 概 要 】

相談業務等件数

(単位：件)

名 称	件 数		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無 料 法 律 相 談	672	647	681
市 民 相 談	716	945	842
手紙・電子メール	479	415	503
陳 情	76	46	30
合 計	1,943	2,053	2,056

相談件数は、前年度に比べて全体的には横ばい傾向にあります。

平成30年度の項目別では、

- ①無料法律相談については、相談件数が多いのは、相続、離婚、金銭の順になっています。
- ②市民相談については、家庭、近隣、消費トラブルの割合が多くなっています。
- ③手紙・電子メールについては、子ども・教育、道路・都市整備、公共交通等の多岐にわたる要望がありました。
- ④陳情については、一般土木、農業土木の割合が依然として多い状況にあります。

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 市民そうだん係 内線2444  
47-1897ダイヤル







- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線2600



【 表 題 】

平成30年度環境白書について

【 目 的 】

環境白書は、「太田市環境基本条例」第22条に基づき、本市における環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策についてまとめ年次報告するものです。

【 概 要 】

1 主な実績

環境項目	平成29年度目標値	平成29年度実績値
温室効果ガス排出量 (市域全体)	275.8 万t-CO <sub>2</sub>	276.3 万t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガス排出量 (市の事務事業)	31,672 t-CO <sub>2</sub>	28,838 t-CO <sub>2</sub>
ごみ排出量	78,604 t	79,796 t
1人1日当たりごみ排出量	981 g	974 g
公害防止対策の推進に係る 環境項目の達成割合	100 %	85.7 %

2 その他の掲載内容

第2次太田市環境基本計画に基づく各取組についての進捗状況  
環境基準に係る測定結果詳細

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 産業環境部 環境政策課 環境企画係 内線2622 ダイヤルイン47-1953







